第181回

愛知県市長会議

令和6年4月26日(金) 開催市田原市

愛 知 県 市 長 会

会 議 次 第

会場 伊良湖リゾート&コンベンションホテル

- 1 開 会 午後1時30分
- 2 開催市市長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 来 賓 祝 辞
- 5 議 長 選 出
- 6 議 案 審 議
- 7 協議事項
 - (1) 東海市長会通常総会提出議案について
 - (2) 役員の改選について
 - (3) 次回開催市の決定について
- 8 会 務 報 告
- 9 そ の 他
- 10 閉 会 午後2時45分
- ※ 閉会後 愛知県

『2023年度愛知県「休み方改革」プロジェクトの取組実績について』

- 写 真 撮 影
- 視 察

JA愛知みなみ マムポートセンター

○ 懇 談 会

第181回 愛知県市長会議提出議案一覧表

議案番号	議	案	名	提出ブロック	頁
第1号	国産クラウト	事業者の育成に	こついて	西尾張	4
第2号	戸籍法等の一	・部改正に伴う事	F務への財	東尾張	5
	政支援につい	て			
第3号	流域治水の本	格的実践にむじ	た財源確	西尾張	6
	保と補助制度	の拡充について	<u>.</u>		
第 4 号	「緊急防災・	減災事業債」の	恒久化に	西三河	7
	ついて				
第5号	災害時に活用	するトイレトレ	/ーラー導	西三河	8
	入経費に係る	財政支援につい	って		
第 6 号	介護保険制度	における要介護	き認定の見	西三河	9
	直しについて				
第7号	国民健康保険	基盤安定負担金	≥事業 (保	西尾張	1 0
	険者支援分)	の拡充について	•		
第8号	全国一律で行	うべき少子化対	け策の推進	西三河	1 1
	について				
第 9 号	インクルーシ	·ブ保育に係る則	政措置に	西尾張	1 2
	ついて				
第 10 号	待機児童対策	の強化について	•	東尾張	1 3
第 11 号	地域医療を担	う病院における	勤務医の	東尾張	1 4
	確保について				
第 12 号	HPVワクチ	ンキャッチアッ	プ接種の	東尾張	1 5
	期間延長につ	いて			
第 13 号	HPVDクチ	ンの男性へのな	的接種実	東尾張	1 6
	施について				
第 14 号	重要港湾衣浦	「港外港地区(本本)	オポート	西三河	1 7
	アイランド)	における新たな	ふ頭整備		
	について				

議案番号	議案	名	提出ブロック	頁
第 15 号	亜炭鉱廃坑処理に対する	支援制度につ	名古屋	1 8
	いて		東尾張	
第 16 号	リチウムイオン電池等の	適正処理につ	東尾張	1 9
	いて			
第 17 号	学校給食費の無償化につ	いて	東三河	2 0
第 18 号	GIGAスクール構想推	進のための財	東三河	2 1
	政支援拡充について			
第 19 号	学校施設の整備に対する	財政支援の拡	知多	2 2
	充について			
第 20 号	学校施設における屋内運	動場の空調設	西尾張	2 3
	備の設置に対する財政支	援について	東尾張	

第1号議案

国産クラウド事業者の育成について

西尾張ブロック 提出

自治体情報システムの標準化では、多くの自治体が、住民基本台帳など20業務システムの大部分をガバメントクラウドに移行します。

現時点のクラウド提供事業者は、アマゾン、マイクロソフト、グーグル、オラクルの米IT企業であり、国産クラウド事業者が含まれておりません。

国産クラウド事業者の参入により国産クラウドが利用できれば、為替リスクの低減による自治体運営の安定化や、事業者間競争によるクラウド利用料の低廉化に資することとなります。

また、海外のサービスを利用することは国内資金の海外流出に繋がることから、可能な限り国内のサービスで代替できるようにするためにも、国産クラウド事業者の参入が望ましいと考えます。

一方で、ガバメントクラウドは、政府のセキュリティ評価制度「ISMAP」に登録され、かつ高度なセキュリティ要件を満たすものとされており、厳しい技術要件が課されているため、国産のクラウド事業者には高いハードルになっているのが現状です。

国におかれては、本年2月に、経済安全保障推進法に基づき国産クラウド事業者育成のための資金の助成を決定したところですが、ガバメントクラウド事業に参入可能な国産クラウド事業者の育成のためにも、技術的な支援についても実施していただくよう要望します。

第2号議案

戸籍法等の一部改正に伴う事務への財政支援について

東尾張ブロック 提出

「戸籍法」等の改正により、戸籍の氏名の振り仮名の記載が法制化され、住民票及び戸籍の附票についても公証された氏名の振り仮名が記載されることから、戸籍情報システム、戸籍附票システム及び住民基本台帳システムの改修が必要となりました。

システム改修に係る国庫補助金は、補助の上限額が設けられており、不足分は市費でまかなうことになっています。

また、戸籍の振り仮名記載に伴い、戸籍に記載されている者への氏名の振り仮名確認等の事務についても、今後費用の発生が見込まれますが、国庫補助金については示されていない状況です。

よって、国におかれては、システム改修に係る国庫補助金について、上限額を設定するのではなく、全額国庫負担とするなど十分な財政措置を行うとともに、振り仮名の確認に要する事務費等、今後必要となる費用に対しても、十分な財政措置を行うよう要望します。

第3号議案

流域治水の本格的実践にむけた財源確保と補助制度の拡 充について

西尾張ブロック 提出

気候変動による短時間強雨や大雨等による浸水被害の増加、内水氾濫による危険性が増大しており、治水対策が喫緊の課題となっています。

また、今後は、将来の気候変動を踏まえた流出抑制対策や 貯留機能の強化といったハード整備の加速化と推進も求め られています。

しかしながら、現在、流域貯留浸透事業に対する国からの 防災・安全交付金の補助率は1/3となっていますが、実際 の配分においては補助率を大きく下回っており、財源の確保 が課題となっています。

よって、国におかれては、流域治水の本格的実践にむけて、必要な予算・財源を確保するとともに、防災・安全交付金で実施する流域貯留浸透事業を重点配分対象に見直すなど流域貯留浸透事業の補助制度を拡充するよう要望します。

第4号議案

「緊急防災・減災事業債」の恒久化について

西三河ブロック 提出

「緊急防災・減災事業債」は、東日本大震災を教訓に、地方公共団体が喫緊の課題である防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震事業などに取り組めるよう、平成23年度に創設され、令和3年度の地方債計画において、新たに「避難所における新型コロナウイルス感染症対策」等を追加したうえで、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間や東日本大震災からの復興の取組期間を踏まえ、令和7年度まで期限が延長されたところです。

近年多発している気候変動の影響等による集中豪雨の増加、更には南海トラフ巨大地震等の発生が危惧される中、地方公共団体が計画的に防災・減災対策に取り組んでいくためには、「緊急防災・減災事業債」の期限を廃止し恒久化することが必要となります。

よって、国におかれては、地方公共団体が国土強靱化対策を着実に推進できるよう「緊急防災・減災事業債」の恒久化及び対象事業の拡充並びに当該地方債資金の確保を図っていただくことを要望します。

第5号議案

災害時に活用するトイレトレーラー導入経費に係る財政 支援について

西三河ブロック 提出

震災時における被災者の健康に直結する問題として、水不足と併せてトイレ不足の問題があります。令和6年能登半島地震において、避難所のトイレが十分に確保されない、またトイレを利用するため行列に並ばなければならないことから、飲み物の摂取を我慢するといった報道がなされております。

避難所のトイレは、各自治体や避難所が確保するものですが、それだけでは決して十分とは言えず、全国各地からトイレトレーラーを被災地に派遣する支援が広がっております。しかしながら、トイレトレーラーは1台当たり1,500万円から2,500万円程度の導入経費や維持管理費が必要となることから、災害時のトイレ確保が問題視されていても、導入している自治体は少ないのが実態です。

トイレトレーラーの購入費(起債対象事業費に限る)については、財源の全てを「緊急防災・減災事業債」で充当することができ、その元利償還金の70%が基準財政需要額に算入されますが、地方交付税の不交付団体にとっては、財政負担の軽減がされるものではありません。

日本において災害がないと断言できる地域はなく、全ての 自治体が被災する可能性があり、その対策が求められていま す。また、愛知県では南海トラフ地震の発生が危惧されてお り、避難所における良好な生活環境の確保が喫緊の課題とな っております。

よって、国におかれては、全国一律の災害時に活用するトイレトレーラー導入経費に対する国庫補助制度の創設を要望します。

第6号議案

介護保険制度における要介護認定の見直しについて

西三河ブロック 提出

要介護認定の申請件数は、岡崎市では「新規」が約3割、「区分変更」が約1割で、残りの約6割が「更新」であり、今後2040年に向けて高齢者(認定者)の増加が進む中、「更新申請」もそれに比例して増加が想定されることから、認定調査が今以上に困難になることが見込まれます。

要介護認定は、制度上、申請から30日以内に認定結果を通知しなければならないとされていますが、認定調査員の不足や高齢化、認定調査の長時間化などにより、多くの自治体において認定結果の通知まで40日以上を要しています。

また、更新申請中に現認定の有効期間を過ぎてしまうと、申請者は、暫定サービスを利用していただくこととなりますが、想定していた要介護状態区分よりも低い区分の認定が出ると、利用者負担額の一部又は全部が保険適用とならず、自己負担となる場合があるため、ケアマネジャーは利用者にその旨説明し、了承していただいたうえで、暫定ケアプランを作成する必要があります。

よって、国におかれては、介護保険制度における要介護認定の更新申請について、認定調査をケアマネジャーのモニタリングの際の調査とする、又は主治医の意見書のみによる審査とする、さらに認定有効期間を廃止する等、更新申請(認定)の簡素化を要望します。

第7号議案

国民健康保険基盤安定負担金事業(保険者支援分)の拡充について

西尾張ブロック 提出

国民健康保険は、構造的に保険税負担能力の低い低所得者層の加入割合が高く、中間所得者層の負担が相対的に重いものとなっています。

このため、平成15年度から、中間所得者層の負担軽減を図る目的で「基盤安定制度(保険者支援分)」が創設されました。

この制度は、保険税の低所得者軽減の対象者数に応じて、 1人当たりの平均保険税額の一定割合(国の係数)を公費で 補填するもので、平成27年度から国の係数の引上げにより 拡充が図られたところです。

しかしながら、保険財政を県が担う一方で、現在でも市町村ごとに国保運営が成り立つように保険税率を定めなければなりませんが、保険税の増税への理解が得られず、苦慮しているところです。

よって、国におかれては、国民健康保険基盤安定負担金事業について、支援額を算定する際の国の係数(支援割合)を引き上げることにより、基盤安定負担金の増額を要望します。

第8号議案

全国一律で行うべき少子化対策の推進について

西三河ブロック 提出

国が次元の異なる少子化対策を推進するために示した「こども未来戦略」において、児童手当の拡充や保育士の配置基準見直し、「こども誰でも通園制度」などの子育て支援策が打ち出されているほか、学校給食費の無償化の実現に向けた検討を行うこととされています。

人口減少問題を巡っては、自治体経営の観点から各地方自 治体でも地域の実情に応じた様々な取組みが進められてい ますが、少子化傾向を反転するためには、社会構造を変えて いく必要があり、上記のような施策は全国一律で分け隔てな く実施していく必要があります。

よって、国におかれては、「こども未来戦略」に基づく少子化対策において、地方自治体が実務を担う行政サービスに関する施策については、速やかに事業スキームを示し、自治体における実施体制の確立や人材確保を支援するとともに、地方の新たな財政負担とならないよう、国の責任においてすべての財源を確保するよう要望します。

第9号議案

インクルーシブ保育に係る財政措置について

西尾張ブロック 提出

稲沢市では、障害児、発達障害児、また、障害の有無に関わらず、被虐待児、アレルギー児、外国籍児等、支援が必要な児童は年々増加しています。その結果、障害児保育指定園以外の民間保育園においてもそうした児童を受け入れざるをえず、加配に係る費用は園持ち出しで対応せざるを得ない状況が生じています。

そうしたことから、稲沢市では、令和6年度から障害児保育指定園制度を廃止し、市内の公立・私立全ての保育園等で障害児を受け入れるとともに、障害児に限らず支援が必要な児童に対し、「個」ではなく園という「環境」全体で支援するインクルーシブ保育を目指した発達支援の実施を考えています。具体的には、特に安全面において支援が必要な児童には保育士を加配して個別に支援するとともに、2歳児以上の園児の人数に応じて園全体に保育士を加配、そのうちの一人を保育支援者(保育の周辺業務を行う保育士免許不保持の方)とする予定です。

しかし、そうした取組みを支援する国の補助メニューは十分ではなく、市からの民間保育園への支援がほぼ一般財源となるため、障害児保育に係る交付税措置があるものの、市の財政負担は非常に大きいものとなります。将来に向けた十分な財政措置の担保がなければ、障害児受け入れやインクルーシブ保育の理想実現に理解を示しておられる民間保育園等の意欲を低下させる要因になりかねません。

よって、国におかれては、障害者手帳を保持していない発達障害児が年々増加している状況に鑑み、障害児保育に係る財政措置をさらに拡充するとともに、個々の子どもの状況に応じて柔軟に保育士を加配措置できる補助金等を創設するなどインクルーシブ保育への転換に対応する支援制度の見直しを行うよう要望します。その場合、加配に必要な財政措置については、地方交付税措置ではなく国庫補助金など、全額国庫負担で措置するよう併せて要望します。

第10号議案

待機児童対策の強化について

東尾張ブロック 提出

国は、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」を決定し、日本の少子化に歯止めをかけるべく、経済的な面だけでなく、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援することを掲げています。

こども未来戦略「加速化プラン」では、こども誰でも通園制度(仮称)の創設や保育士の職員配置基準の改善などの施策が盛り込まれており、実際にその実現に向けて動き出しています。

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充を目的とした 新たな通園制度や76年ぶりの配置基準の改善を実施する 前提として、国による保育士の確保と保育体制の整備が必須 であると考えます。

特に、配置基準の見直しは、手厚い保育を実現する一方で、必要な保育士の数の確保が、ますます厳しくなることが容易に予想されます。

現在の在園児を安全に保育するためには、改善後の配置基準に即した保育士を確保する必要がありますが、保育現場では保育士の不足が全国的に課題となっている現状において、新たな保育士の確保ができなければ、入園できる児童の人数が制限され、いわゆる隠れ待機児童の増大、待機児童の発生に直結し、子育て世帯に負担をかけることになりかねません。

また、隠れ待機児童と呼ばれる入所待ちをしている児童が増加している現状を打開し、こども未来戦略「加速化プラン」に掲げる施策の実現を目指すためにも、まずは、保育士確保策を強化する必要があります。

よって、国におかれては、保育人材の確保を図るため即戦力となり得る潜在保育士の就労を促進するため、積極的かつ大胆に施策(処遇改善、職場復帰支援)を拡充し、その実施に要する財源を十分に確保するよう要望します。

第11号議案

地域医療を担う病院における勤務医の確保について

東尾張ブロック 提出

2024年4月から医師の時間外労働の上限規制が適用されますが、医師の地域的偏在や診療科の偏在が解消されないまま、医師の働き方改革が進められているため、医師不足がより顕著になってきています。また、大学の医学部の定員削減の動きもあり、医師不足を助長する可能性もあります。そのような中、勤務医が、収入や勤務時間などの処遇を考えて、民間の医師派遣会社等に流出したり、開業を選択することも、市民病院など地域の基幹病院での医師不足の一因となっています。

よって、国におかれては、地域の基幹病院の医師確保のため、診療科の偏在対策と大学医学部の定員維持を要望します。

また、地域医療を守るため、開業医と比較して劣っている勤務医の処遇改善を行うとともに、開業する場合も地域の基幹病院での一定年数の勤務の義務付けなど、一定の開業制限を行うよう併せて要望します。

第12号議案

HPV ワクチンキャッチアップ接種の期間延長について

東尾張ブロック 提出

国は、HPV ワクチン (子宮頸がんワクチン)接種の積極的な勧奨を差し控えたことにより接種の機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保するため、無料でワクチンを接種する機会をキャッチアップ接種事業として提供しています。

小牧市では、対象者に対して、キャッチアップ事業に関する周知や終了時期をお知らせしているところですが、接種対象者の推定接種率は約11%となっています。

また、厚生労働省が HPV ワクチン接種対象者及びその保護者に対して行った「HPV ワクチンに関する調査」(令和5年7月公表)によれば、子宮頸がんや HPV ワクチンに対する理解を確認する項目で「HPV ワクチンのリスクについて十分な情報がなく、接種する/させるかどうか決められないという設問に対して、全体の51%が「そう思う」、「非常にそう思う」と回答しています。また、「今後、あなた/とやり思う」と回答しているまり接種させたくない」と回答しており、全体の42%は「わからない」と回答しており、全体の42%は「わからない」と回答しており、全性に関られて安感が接種率を低迷させる要因になっていると考えられます。

よって、国におかれては、ワクチンの安全性や有効性について、一層積極的な情報発信により対象者の不安感の払拭に努めるとともに、令和7年3月末に終了するキャッチアップ接種事業について、令和7年度以降も継続するよう要望します。

第13号議案

HPV ワクチンの男性への公的接種実施について

東尾張ブロック 提出

HPV 感染を防ぐ HPV ワクチンは、小学校 6 年生から高校 1 年生相当の女性を対象に定期接種化されているところです。

HPV 感染は女性の子宮頸がん、男性の陰茎がんや肛門がん、尖圭コンジローマの原因であるといわれ、HPV 感染によるがんの発症を防ぐためには、女性のみならず男性にもHPV ワクチンの接種が必要です。

よって、国におかれては、HPV感染による性感染症やがんを防止し、接種を希望する者や保護者の経済的負担を軽減するため、HPVワクチンの男性への公的接種(定期接種化)を要望します。

第14号議案

重要港湾衣浦港外港地区(衣浦ポートアイランド)に おける新たなふ頭整備について

西三河ブロック 提出

衣浦港では、バイオマス発電や紙製品の需要増から、木材チップの輸入が急増しており大型化する船舶への対応や、ふ頭用地と一体で利用できる岸壁の不足といった課題が顕著となっています。

現状、衣浦トンネル以北の航路は、水深マイナス11メートルとなっており、木材チップ船の大型化により、中央ふ頭西岸壁で一部を荷卸してから亀崎ふ頭に接岸する、いわゆる2地区卸しを行っており非効率な荷役形態となっています。そのため、木材チップの集約化を進め、衣浦港全体のふ頭再編による機能分担・効率化を図る必要があります。

さらに、碧南火力発電所における燃料アンモニアの受入は、 衣浦港のみならず中部圏のアンモニア供給拠点となり、20 50年カーボンニュートラルの実現に向け産業界をけん引 する役割を果たします。

加えて、本年1月に発生した能登半島地震を始め、全国各地で災害が頻発しており、衣浦港においては南海トラフ地震などの大規模災害発生時における背後圏への緊急物資の受け入れに必要な耐震強化岸壁も不足しております。

衣浦港では大型船への対応や脱炭素化など、選ばれる港湾を目指して港湾計画に基づく新たな国際ターミナルを早期に整備する必要があります。

よって、国におかれては、衣浦港外港地区(衣浦ポートアイランド)に、水深マイナス12メートルの耐震強化岸壁を有し、国際海上貨物の取扱拠点となる新たなふ頭を早期に整備することを要望します。

第15号議案

亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

名古屋ブロック 提出 東尾張ブロック 提出

戦前から戦後にかけて、貴重な燃料として大規模に採掘されていた亜炭鉱は、石油等の輸入増大により、昭和40年代にその全てが閉鎖されました。

それ以降、採掘跡(亜炭鉱廃坑)に起因する陥没被害が度々発生しており、その都度復旧工事が行われてきましたが、民家等に被害があってからの対応では手遅れであり、陥没があった地域やその周辺地域の住民が安心して暮らすことができません。

巨大地震への対策等、安全なまちづくりを進める観点から も、亜炭鉱廃坑跡の調査やそれに伴う充填工事を迅速に行う ことが必要です。

また、土地区画整理事業の施工区域内に亜炭鉱廃坑が存在する地区においては、土地区画整理組合が厳しい経営状況にもかかわらず、亜炭鉱廃坑への対策費用の負担を強いられ、事業に支障をきたすといった状況も発生しております。

よって、国におかれては、民間の法人も含む団体に対し、亜炭鉱廃坑の位置・範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度の早期創設を要望します。

また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画を併せて要望します。

第16号議案

リチウムイオン電池等の適正処理について

東尾張ブロック 提出

リチウムイオン電池やバッテリーは、不燃ごみ等への混入の増加により、収集車両・処理施設(中間処理含む)等での発火・火災等が頻発し、安全上の課題となっています。

ごみ収集中の火災は、周辺の住宅や住民に被害を及ぼす恐れがあるほか、処理施設(中間処理含む)が火災で被害を受ければ、ごみ処理が滞るとともに、多額の修繕費用が必要になります。

よって、国におかれては、リチウムイオン電池使用機器の廃棄については、拡大生産者責任の観点から、製造事業者に対して、リサイクルが容易な製品製造や使用機器本体への識別表示の義務化に関する立法措置を行うとともに、適正処理の仕組みの確立、適切な廃棄方法に関する国民への周知を徹底することを要望します。

第17号議案

学校給食費の無償化について

東三河ブロック 提出

近年、各自治体が独自に学校給食費の無償化を実施する事例が増えています。しかしながら、義務教育に係る保護者の経済的な負担について、居住している自治体によって格差が生じることは望ましくありません。

また、学校給食施設・設備の維持管理費や人件費だけではなく、特に食材費の高騰が続く昨今においては、その食材費も自治体が負担することは、将来の財政運営を圧迫する恐れがあります。

こうした自治体間格差を生じさせないためには、財政支援 など国の関与が不可欠であります。

よって、国におかれては、義務教育における学校給食費の保護者負担について、自治体間格差が生じないよう、全国一律の制度とし、国の財政負担により完全無償化を実現するよう要望します。

第18号議案

GIGAスクール構想推進のための財政支援拡充について

東三河ブロック 提出

タブレット端末の導入から4年目となり、利活用が進む中、 タブレット端末の破損や故障等が急激に増加しています。修 繕費が購入費を上回るものも多く、自治体にとって大きな負 担となっています。

また、タブレット端末の利活用促進に伴い、インターネット接続トラブルも増加しており、回線増強や増強後の通信費などのランニングコストに係る費用も増加しています。

今後、自治体間の格差なくGIGAスクール構想を推進させていくためには、故障等へ対応するための補償費や端末修繕費、通信費などのランニングコストを含めた包括的な財政支援が不可欠となります。

また、GIGAスクール運営支援センターでは、タブレット端末のトラブル、通信トラブルへの対応だけでなく、ソフトウェアの設定など各学校への支援を行っています。

これらの支援は、子どもたちがタブレット端末を使った学習を継続していく限り必要な支援となりますが、この運営支援に係る国庫補助は令和6年度までとされています。

次期タブレット端末の更新を控えていることや、今後小学 校入学と共にタブレット端末の活用が日常となることから、 令和7年度以降も継続した財政支援が必要となります。

よって、国におかれては、タブレット端末活用のための包括的な財政支援を要望するとともに、GIGAスクール運営支援センターに係る財政支援の継続を併せて要望します。

第19号議案

学校施設の整備に対する財政支援の拡充について

知多ブロック 提出

小中学校施設の老朽化は深刻な状況となっており、早期に施設の長寿命化を図り、児童生徒が安心して通える環境を整備することは喫緊の課題となっています。

国の「学校施設環境改善交付金」において、交付金の算定割合は1/3となっていますが、1 m³当たりの建築の単価等が単価種別により定められており、知多市での直近の長寿命化改良事業での交付実績においては、実工事費の1/7以下の交付額となっており、市の財政負担が大きくなっています。

また、学校施設に求められる機能は多様化してきており、 老朽化対策だけでなく、夏の暑さ対策やバリアフリー化等の 対応も求められています。

地方財政は逼迫しており、現在の単価で、これらの工事を 実施していくには莫大な費用が必要となります。今後、複数 校の工事を同時期に進める余裕はなく、改修工事が求められ る学校施設全てにおいて事業が完了するには、相当の年数を 要することとなります。

また、近年の建設工事では、建設資材の高騰だけでなく、 アスベスト対策や建設工事の週休2日制等により年々工事 費が上昇しています。

よって、国におかれては、小中学校施設整備における学校施設環境改善交付金について、実勢価格に応じた建築単価等となるよう交付金算定単価の引上げを要望します。

第20号議案

学校施設における屋内運動場の空調設備の設置に対する 財政支援について

> 西尾張ブロック 提出 東尾張ブロック 提出

空調設備は、学校施設の普通教室や特別教室に次いで、避難所機能や生涯学習施設機能も有する屋内運動場への設置が望まれているところです。

屋内運動場への空調設備の新設については、断熱性の確保を前提に、令和5年度から、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間である令和7年度までの間、学校施設環境改善交付金の国庫補助率を1/3から1/2に引き上げていますが、令和7年度までに空調設備の設置を完了することが難しい状況となっています。

また、国庫補助率の優遇措置を受けるためには、一定の断熱性能を有しているか、又は断熱工事を同時に行う必要があるため、体育館面積を乗じた補助対象経費と、断熱工事等の付帯工事を含めた実工事費とは、大きく乖離が生じています。

よって、国におかれては、学校施設環境改善交付金の大規模改造(空調(冷暖房設備))事業について、令和7年度までとなっている国庫補助率の引き上げ期間を延長するとともに、補助対象経費の拡充を要望します。

協 議 事 項

(1) 東海市長会通常総会提出議案について

(2) 役員の改選について

(3) 次回開催市の決定について

第181回 愛知県市長会議出席者名簿(敬称略)

来 賓

愛 知 県

知 事 大村秀章

副 知 事 江 口 幸 雄

総務局長 纐纈知 行

市町村課長 向 井 直 樹

田原市

田原市議会議長 中 神 靖 典

市名	職名	氏 名	市名	職名	氏 名
名古屋市	市長	河村たかし	稲 沢 市	市長	加藤錠司郎
豊橋市	市長	浅井由崇	新 城 市	市長	下江洋行
岡崎市	市長	中根康浩	東海市	市長	花田勝重
一宮市	市長	中野正康	大 府 市	市長	岡村秀人
瀬戸市	市長	川本雅之	知多市	市長	宮島壽男
半田市	市長	久世孝宏	知 立 市	市長	林 郁夫
春日井市	市長	石黒直樹	尾張旭市	市長	柴田 浩
豊川市	市長	竹本幸夫	高浜市	市長	吉岡初浩
津島市	市長	日比一昭	岩倉市	市長	久保田桂朗
碧 南 市	市長	禰冝田政信	豊明市	市長	小浮正典
刈谷市	市長	稲垣 武	日進市	市長	近藤裕貴
豊田市	市長	太田稔彦	田原市	市長	山下政良
安 城 市	市長	三星元人	愛 西 市	市長	日永貴章
西尾市	市長	中 村 健	清須市	市長	永田純夫
蒲 郡 市	市長	鈴木寿明	北名古屋市	市長	太田考則
犬山市	市長	原 欣伸	弥 富 市	市長	安藤正明
常滑市	市長	伊藤辰矢	みよし市	市長	小山 祐
江 南 市	市長	澤田和延	あま市	市長	村上浩司
小 牧 市	市長	山下史守朗	長久手市	市長	佐藤有美

開催市(田原市) 愛知県市長会事務局

副市長鈴木亨事務局長中川喜仁

愛知県市長会議開催一覧表

(平成20年秋以降)

回数	開催年月日	開催市	会 場
1 5 0	平成 20 年 10 月 2 日	弥 富 市	弥富市総合社会教育センター
1 5 1	平成 21 年 4 月 21 日	豊橋市	ホテル日航豊橋
1 5 2	平成 21 年 10 月 16 日	名古屋市	名古屋マリオットアソシアホテル
1 5 3	平成 22 年 4 月 28 日	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ Libra
154	平成 22 年 10 月 5 日	一宮市	アイプラザー宮
1 5 5	平成 23 年 5 月 10 日	瀬戸市	瀬戸蔵
1 5 6	平成 23 年 10 月 14 日	半 田 市	半田市福祉文化会館
1 5 7	平成 24 年 4 月 24 日	春日井市	ホテルプラザ勝川
1 5 8	平成 24 年 10 月 3 日	豊川市	豊川市市民プラザ
1 5 9	平成 25 年 4 月 25 日	津 島 市	津島市生涯学習センター
1 6 0	平成 25 年 10 月 3 日	碧南市	衣浦グランドホテル
1 6 1	平成 26 年 4 月 24 日	刈 谷 市	刈谷市総合文化センター
1 6 2	平成 26 年 10 月 2 日	豊田市	名鉄トヨタホテル
1 6 3	平成 27 年 5 月 12 日	安 城 市	ホテルグランドティアラ安城
1 6 4	平成 27 年 10 月 1 日	西尾市	三河湾リゾートリンクス
1 6 5	平成 28 年 4 月 21 日	蒲 郡 市	ホテル竹島
1 6 6	平成 28 年 10 月 5 日	犬 山 市	名鉄犬山ホテル
1 6 7	平成 29 年 4 月 21 日	常滑市	第2セントレアビル
1 6 8	平成 29 年 10 月 3 日	江 南 市	すいとぴあ江南
1 6 9	平成 30 年 4 月 27 日	小 牧 市	小牧コミュニティホール
1 7 0	平成 30 年 10 月 3 日	稲 沢 市	稲沢市勤労福祉会館
171	令和元年5月8日	新 城 市	新城文化会館
172	令和元年 10 月 3 日	東海市	東海市芸術劇場
173	令和2年4月15日	(大府市)	※中止(書面表決)
174	令和2年10月2日	知 多 市	知多市勤労文化会館
1 7 5	令和3年4月12日	知 立 市	ホテルクラウンパレス知立
176	令和3年10月1日	(尾張旭市)	※中止(書面表決)
1 7 7	令和4年4月19日	(高浜市)	※中止(書面表決)
1 7 8	令和4年10月4日	岩倉市	岩倉市総合体育文化センター
1 7 9	令和5年5月10日	豊明市	藤田医科大学
180	令和5年10月6日	日 進 市	名古屋商科大学

(注) 第149回以前については省略。

愛知県市長会会則

(名 称)

第1条 この会は、愛知県市長会(以下「市長会」という。)という。

(組 織)

第2条 市長会は、愛知県下の各市をもって組織する。

(目 的)

第3条 市長会は、県下各市相互の連携を密にし、行政全般につき調査研究を 行い、市政の円滑なる運営を期することを目的とする。

(事 業)

- 第4条 市長会は、次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1) 行政全般の調査研究
 - (2) 行政全般に関する統計
 - (3) 市長会が主催する各種会議の運営
 - (4) その他市長会の目的を達成するため必要な事項

(事 務 所)

第5条 市長会の事務所は、名古屋市中区三の丸二丁目3番2号愛知県自治センター内に置く。

(役 員)

- 第6条 市長会に次の各号に掲げる役員を置き、市長会を組織する市の市長 (以下「市長」という。)をもって充てる。
 - (1) 名誉会長 1名
 - (2) 会 長 1名
 - (3) 副会長 2名
 - (4) 理 事 (名誉会長、会長及び副会長を含む。) 9名
 - (5) 監事 2名

(役員選出及び任期)

- 第6条の2 前条の役員は、総会において選出し、その任期は1年とする。
- 2 監事を除く役員のブロック別選出基準は、別表のとおりとする。

(会長及び副会長)

- 第7条 会長は、市長会の会務を総理し、市長会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(理事)

第8条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

(監事)

第9条 監事は、毎会計年度少なくとも1回以上日を定めて、市長会の会計事 務を監査しなければならない。

(顧 問)

- 第10条 市長会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、総会において推せんするものとする。
- 3 顧問は、理事会及び総会において意見を述べることができる。

(参与)

- 第11条 市長会に参与を置くことができる。
- 2 参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 参与は、市長会の重要な事項につき諮問に応ずるものとする。

(常任幹事及び幹事)

- 第12条 市長会に常任幹事及び幹事を置き、その任期は1年とする。
- 2 幹事は、市長の指名する部長又は課長をもって充てる。
- 3 常任幹事は、幹事の互選による。
- 4 常任幹事及び幹事は、市長会の円滑な運営を図るため、連絡協議するものとする。

(総 会)

- 第13条 通常総会は、年2回開催する。
- 2 会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会には、市長が出席するものとする。
- 4 総会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
 - (1) 会則の変更に関すること。
 - (2) 事業計画、予算及び決算に関すること。
 - (3) その他市長会の重要な事項に関すること。

(理 事 会)

- 第13条の2 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(事 務 局)

- 第14条 市長会に事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長1名及び書記若干名を置く。
- 3 事務局長は、会長の命を受け、その事務を処理する。
- 4 書記は、事務局長の命を受け、その事務に従事する。
- 5 事務局の組織、職員定数、職務分掌、勤務条件、その他の必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会議の招集)

- 第15条 会議は、必要のつど会長が招集する。
- 2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会 計)

第16条 市長会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

2 市長会の経費は、市長会を組織する市の負担金、寄付金、その他収入をもって支弁する。

(委 任)

第17条 この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この会則は、昭和36年8月1日から施行する。
- 2 削除
- 3 市長会は、この会則施行の日における愛知県市長会及び愛知県都市協議会 の事業並びに権利及び義務を承継する。

(昭和38年1月1日から平成7年5月2日までの附則 略)

附則

この会則は、平成10年4月24日から施行する。

附則

この会則は、平成16年5月7日から施行する。

附則

この会則は、平成17年4月20日から施行する。

附則

この会則は、平成17年10月4日から施行する。

ただし、北名古屋市については、同市の設置の効力が生じる日から施行する。 附 則

この会則は、平成18年4月25日から施行する。

附則

この会則は、平成22年4月28日から施行する。

附則

この会則は、平成24年1月4日から施行する。

別 表

ブロック別役員選出基準

ブロ	コック	カ名	基 準 数 (監事を除く)	構成市数	構成市
名	古	屋	1	1	名古屋市
西	尾	張	2	9	一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・ 岩倉市・愛西市・弥富市・あま市
東	尾	張	2	9	瀬戸市・春日井市・小牧市・尾張旭市・ 豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・ 長久手市
知		多	1	5	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市
西	三	河	2	9	岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・ 西尾市・知立市・高浜市・みよし市
東	Ξ	河	1	5	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市
	計		9	3 8	

基準数の算定基礎は、次のとおりとする。

5市まで16市から10市まで2